

2019 年 11 月 12 日

会員・準会員 各位

日本公認会計士協会神奈川県会

会長 太田 眞晴

## 2019 年台風第 19 号災害に伴う救援募金について

2019 年 10 月に発生した台風 19 号により、広い版にわたり甚大な被害が生じております。

そのため、この度の台風で被害に遭われた方々を支援するため、2020 年 2 月 28 日（金）を募集期限として全国の会員・準会員の皆様に、日本赤十字社を通じて行う一般の方々向けの義援金を募集いたします。この、日本赤十字社を通じて行う義援金に係る募金は、従前と同様に、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号の規定に基づく特定寄附金及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく国等に対する寄附金として扱われ、寄附金控除の適用を受けることができます。また、個人会員の住民税につきましても、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に基づく地方公共団体に対する寄附金として扱われ、「ふるさと納税」に該当するため、寄附金税額控除の対象となります。なお、当義援金は「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は利用できませんので、ふるさと納税として控除を受けるためには、確定申告が必要となります。

会員・準会員各位におかれましては、救援募金の依頼が各方面からあろうかとは存じ上げますが、何卒事情ご賢察の上、皆様方の温かいご支援をお願い申し上げます。

### 記

1. お振込先 今回の義援金は、個人から下記口座に直接お振込みください。

銀行名：みずほ銀行

支店名：市ヶ谷支店

口座番号：普通預金 3027074

口座名義：日本公認会計士協会

### 2. お振込の際の注意事項

(1) 振込目的の変更について

上記口座への着金をもって、2019 年台風第 19 号災害義援金にあてる意思であるものとし、振込後に、振込の目的を変更することはできません。なお、2019 年 12 月 31 日までは 2019 年 8 月豪雨災害義援金を、2019 年 12 月 13 日までは 2019 年台風 15 号千葉県災害義援金を別口座にて募っております。振込先口座をお間違えにならないようご注意ください。

(2) 振込人名義について

振込人名義に会員登録番号も必ず入力していただくようお願いいたします。

例) 名前：公認太郎 会員登録番号（研修登録番号）：3-056789

振込人名義「**コウニタロウ 3056789**」

(3) 振込手数料について

大変恐れ入りますが、振込手数料は、お振込人にてご負担ください。

### 3. 預り証の発行について

寄付金控除の適用を受けるためには、預り証が必要となります。募金された方へ本部から預り証（添付ファイル「預り証ひな型」）を発行し、登録いただいている住所に送付します。

4. 募集期限            2020年2月28日（金）

以上

別紙

(案)

預 り 証

日本公認会計士協会  
〇〇〇〇 殿

金 〇〇,〇〇〇 円也

但 2019 年台風第 19 号災害による被災者救援のため、日本赤十字社「令和元年台風第 19 号災害義援金」口座へ寄附する額としてお預りいたしました。

なお、上記寄附額は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号の規定に基づく特定寄附金、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく国又は地方公共団体に対する寄附金、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号の規定の基づく地方公共団体に対する寄附金として扱われます。

20\*\*年 \*\*月 \*\*日

日本公認会計士協会  
会長 手塚正彦